

ガス灯プラン定義書

平成 29 年 4 月 1 日実施

京和ガス株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	1
4. ガスメーターの不設置	2
5. 使用量の算定	2
6. 料 金	3
7. 名義の変更	3
8. 契約の変更または解約	3
9. そ の 他	4
付 則	
1. 実施の期日	5
2. 旧選択約款にもとづくガス使用契約	5
(別 表)	
1. 本体料金の算定方法	5
2. 料 金 表	5

ガス灯プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

この定義書および需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「ガス灯」とは、光源として当社の都市ガスを使用する照明機器をいいます。
- (2) 「契約容量」とは、ガス灯の定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し、3.6を乗じた値(小数点第4位以下切捨て)といたします。
- (3) 「契約1日あたり使用時間」とは、契約で定める各月の1日あたりの平均使用時間とします。(小数点第2位以下切り捨て)

「契約月別使用量」とは契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用量を行い、ガス灯の定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し 3.6 を乗じた値に、契約1日あたり使用時間および各月の月

2. 適用条件

道路・公園等にガス灯を設置する需要で、お客さまがこの定義書の適用を希望される場合に適用いたします。

3. 契約の締結

- (1) お客さまは、この定義書にもとづき当社と協議のうえ、ガス灯1基を1需要場所として、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまはこの定義書にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の

契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約容量
- ② 契約1日あたり使用時間
- ③ 契約月別使用量
- ④ 契約年間使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) 当社は、この定義書を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約されたかたが、同一需要場所でこの定義書の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれのプランに規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

4. ガスメーターの不設置

当社は、ガス灯のガス使用量を算定するガスメーターを設置いたしません。

5. 使用量の算定

当社は、ガス灯の使用量を算定するための検針を行いません。ただし、料金算定期間の確定のため、次の日に検針を行ったものと見なします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した日
- (2) 当社があらかじめ定めた日

- (3) 需給契約を解約した日
- (4) 小売約款に定めるガスの供給を停止した日
- (5) 小売約款に定めるガスの供給を再開した日

6. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(2)により算定された料金（この場合の料金を以下「早収料金」といいます。）を、料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が小売約款に規定する休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2) 当社は別表の料金表を適用して（料金表の基本料金および基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）、早収料金を算定いたします。

7. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものとしたします。

8. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または小売約款の規定によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものとしたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（2の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものとしたします。

9.その他

- (1) 本支管を延長する工事を伴う場合には、工事約款別表第2の当社負担額は次により算定いたします。

$$\text{当社負担額} = A \times B$$

A：契約容量

B：一般ガス供給約款に定めるガスメーターの能力1立方メートル毎時当たりの当社負担額

- (2) 道路上にガス灯が設置される場合であって、本支管からガス灯が占有する区画に至る導管経路上に内管が存在しない場合、本支管から分岐してガス灯が占有する区画との境界線までの導管を供給管、以降の器具バルブまでの導管を内管、器具バルブ以降を消費機器とみなします。
- (3) その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この定義書（以下「本定義書」といいます。）は、平成29年4月1日から実施いたします。

2. 旧選択約款にもとづくガス使用契約

ガス灯契約（選択約款）にもとづくガス使用契約は、1の実施期日から、ガス灯プラン定義書に変更となります。

(別表)

1. 本体料金の算定方法

(1) 本体料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 別表1-(1)から別表1-(2)までの定めを算式に表すと下記のとおりです。

$$\text{本体料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税})$$

2. 料金表

(1) 基本料金

1 需要場所につき	856.44 円 (消費税等相当額を含みます)
-----------	----------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	87.67 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	---------------------------

(3) 調整単位料金

2. 料金表(2)の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。